

**保育対策等促進事業実施要綱 新旧対照表（案）**

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">雇児発第0609001号 平成20年6月9日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0304005号 平成21年3月4日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0603002号 平成21年6月3日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発0420第1号 平成22年4月20日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発1112第2号 平成22年11月12日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発****第**号 平成**年**月**日</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0609001号 平成20年6月9日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0304005号 平成21年3月4日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0603002号 平成21年6月3日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発0420第1号 平成22年4月20日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発1112第2号 平成22年11月12日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p>
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
保育対策等促進事業の実施について	保育対策等促進事業の実施について
<p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。</p> <p>そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。</p> <p>そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="118 268 280 300">第1 (略)</p> <p data-bbox="118 555 280 587">第2 (略)</p>	<p data-bbox="1162 268 1400 300">第1 事業の種類</p> <ol data-bbox="1227 325 1608 497" style="list-style-type: none"><li>1 特定保育事業</li><li>2 休日・夜間保育事業</li><li>3 病児・病後児保育事業</li><li>4 待機児童解消促進等事業</li><li>5 保育環境改善等事業</li><li>6 延長保育促進事業</li></ol> <p data-bbox="1162 555 1400 587">第2 事業の実施</p> <p data-bbox="1227 587 1771 619">各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol data-bbox="1227 644 1861 817" style="list-style-type: none"><li>1 特定保育事業実施要綱（別添1）</li><li>2 休日・夜間保育事業実施要綱（別添2）</li><li>3 病児・病後児保育事業実施要綱（別添3）</li><li>4 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添4）</li><li>5 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）</li><li>6 延長保育促進事業実施要綱（別添6）</li></ol>

改正後	改正前
<p>(別添1) (略)</p>	<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">特定保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的  パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。  こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体  実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。</p> <p>3 対象児童  本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。  ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。</p> <p>4 実施要件  (1) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。  ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていれば、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。  (2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。  ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。  また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。  (3) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。  (4) 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。</p>

改正後	改正前
	<p>5 留意事項</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。</p> <p>(2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。</p> <p>6 事業の実施手続</p> <p>(1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>7 費用</p> <p>(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p>

改正後	改正前
(別添2)(略)	<p data-bbox="1149 236 1265 268">(別添2)</p> <p data-bbox="1444 295 1836 327">休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p data-bbox="1149 351 1377 383">1 休日保育事業</p> <p data-bbox="1149 383 1377 414">(1) 事業の目的</p> <p data-bbox="1198 414 2150 494">保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下、「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。</p> <p data-bbox="1198 494 2150 582">こうした保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1149 582 1344 614">(2) 実施主体</p> <p data-bbox="1198 614 2150 662">実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。</p> <p data-bbox="1149 662 1344 694">(3) 対象児童</p> <p data-bbox="1198 694 2150 782">本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童とする。</p> <p data-bbox="1149 782 1344 813">(4) 実施要件</p> <p data-bbox="1198 813 2150 861">① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所等を指定して実施すること。</p> <p data-bbox="1198 861 2150 981">② 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。</p> <p data-bbox="1198 981 2150 1013">③ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p> <p data-bbox="1198 1013 2150 1157">④ 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第32条に定める設備の基準を満たす施設であって、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。（保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）</p> <p data-bbox="1149 1157 1433 1189">(5) 事業の実施手続</p> <p data-bbox="1198 1189 2150 1268">① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。</p> <p data-bbox="1198 1268 2150 1332">② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p data-bbox="1149 1332 1288 1364">(6) 費用</p> <p data-bbox="1198 1364 2150 1412">① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

改正後	改正前
	<p>ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p> <p>2 夜間保育推進事業</p> <p>(1) 事業の目的 保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。こうした保育需要に対応するため、夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。</p> <p>(3) 実施要件 本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所</p> <p>② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業</p> <p>③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又は②の要件を満たす保育所と同等であると市町村が認めた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)</p> <p>(4) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うこと。</p> <p>② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(5) 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改正後	改正前
<p>(別添3)</p> <p>病児・病後児保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的  保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。  こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、<u>保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業類型  本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 非施設型(訪問型)  児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、<u>集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。</u></u></p> <p>4 対象児童  本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(別添3)</p> <p>病児・病後児保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的  保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。  こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体  実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が適切と認めたとする。</p> <p>3 事業類型  本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 病児対応型  児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。</p> <p>(2) 病後児対応型  児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。</p> <p>(3) 体調不良児対応型  児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。</p> <p>4 対象児童  本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病児対応型  当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 非施設型 (訪問型)</u>  <u>病児及び病後児とする。</u></p> <p>5 実施要件  (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童(以下「病児」という。)</p> <p>(2) 病後児対応型  病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童(以下「病後児」という。)</p> <p>(3) 体調不良児対応型  事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童(以下「体調不良児」という。)</p> <p>5 実施要件  (1) 病児対応型  ① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。  ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(ア)～(ウ)の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。  (ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。  (イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。  (ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。  ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。</p> <p>(2) 病後児対応型  ① 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。  ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(ア)～(ウ)の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。  (ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。  (イ) 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。</p>



改正後	改正前
<p>(3) 体調不良児対応型</p> <p>① <u>看護師等を常時2名以上配置すること。</u>  <u>ただし、次の(ア)～(エ)いずれかの要件を満たす場合には、体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。</u>  <u>(ア) 本通知別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育促進事業」という。)の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所であること。公立保育所にあつては、延長保育促進事業と同等の要件にて、2時間以上の延長保育を実施している保育所であつて、市町村が適当と認める保育所であること。</u>  <u>(イ) 本通知別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所であること。</u>  <u>(ウ) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の規定による特地勤務手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4キロメートル以内に所在する保育所であること。</u>  <u>(エ) 本事業(平成19年度にあつては、自園型)を平成19年度より実施している保育所であること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。</p> <p>③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。</p> <p>(3) 体調不良児対応型</p> <p>① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。</p> <p>(参考) 体調不良児対応型採択基準(平成22年2月25日付事務連絡)</p> <p>① 看護師(保健師・助産師・准看護師を含む。)を常時2名以上配置している保育所</p> <p>② 延長保育を2時間以上実施している保育所(注1、注2)</p> <p>③ 夜間保育所(注3)</p> <p>④ へき地(山間地・離島・過疎地)に所在する保育所(注4)</p> <p>⑤ 平成19年度経過措置分(旧自園型実施保育所)</p> <p>注1 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)の別添6「延長保育促進事業」に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育実施している保育所</p> <p>注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認る保育所</p> <p>注3 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所</p> <p>注4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の定による特地勤務手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4km内に所在する保育所</p> <p>② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。</p> <p>③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。</p> <p>④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。</p> <p>⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 非施設型（訪問型）</p> <p>① 病児（病後児）の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）のいずれか1名以上配置すること。</p> <p>② ①に定める職員を配置する場合は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない。</p> <p>③ 預かる病児（病後児）の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者いずれか1名に対して、1名程度とする。</p> <p>④ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童宅への訪問を行うこと。</p> <p>6 実施方法</p> <p>(1) 病児対応型及び病後児対応型並びに非施設型（訪問型）については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ、訪問の決定を行うこと。</p> <p>(2) 医療機関でない施設が病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れ、訪問の決定を行うこと。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 非施設型（訪問型）を実施する場合には、市町村は本事業の安全性や安定性、効率性等について検証を行い、別紙3の内容により報告すること。</p> <p>(5) 非施設型（訪問型）を実施する場合には、市町村は本事業の安全性や安定性、効率性等について検証を行う観点から、年間を通して利用が見込まれるよう留意すること。</p> <p>7 留意事項</p> <p>(1) 医療機関との連携等</p> <p>① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、本事業を実施する施設（非施設型（訪問型）を含む。以下同じ。）に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。</p> <p>② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事</p>	<p>6 実施方法</p> <p>(1) 病児対応型及び病後児対応型については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れの決定を行うこと。</p> <p>(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙1様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。</p> <p>(3) 保育所に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。</p> <p>7 留意事項</p> <p>(1) 医療機関との連携等</p> <p>① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。</p> <p>② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事</p>

改正後	改正前
<p>業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。</p> <p>③ 医療機関でない施設が病児対応型、<u>非施設型（訪問型）</u>を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、<u>感染の防止</u>を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。</p> <p>④ 病児対応型及び<u>非施設型（訪問型）</u>を実施する場合には、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。</p> <p>⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、<u>開所（訪問）時間等</u>）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。</p> <p>（２）感染の防止</p> <p>① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。</p> <p>② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。</p> <p>③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。</p> <p>④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 （略）</p>	<p>業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。</p> <p>③ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。</p> <p>④ 病児対応型を実施する場合には、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。</p> <p>⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、<u>開所時間等</u>）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。</p> <p>（２）感染の防止</p> <p>① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。</p> <p>② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。</p> <p>③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。</p> <p>④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。</p> <p>8 事業の実施手続</p> <p>（１）市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。</p> <p>（２）この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>9 費用</p> <p>（１）国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>（２）本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(別添 4)</p> <p>待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1 家庭的保育事業</p> <p>(1) 家庭的保育</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施主体  実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、  <u>ア 保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下本事業において「最低基準」という。）を満たす認可外保育施設（「実施保育所」という。）を経営する者</u>  <u>イ 家庭的保育者又はア以外の家庭的保育者を雇用する NPO 法人等に委託するものとする。</u></p> <p>③ 事業類型  本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。  <u>ア 保育所実施型保育</u>  <u>家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業</u>  <u>イ 個人実施型保育</u>  家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「⑥連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び最低基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業  ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが⑥に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。</p>	<p>(別添 4)</p> <p>待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1 家庭的保育事業</p> <p>(1) 家庭的保育</p> <p>① 事業の目的  希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。</p> <p>② 実施主体  実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、<u>家庭的保育者又は保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下本事業において「最低基準」という。）を満たす認可外保育施設（「実施保育所」という。）を経営する者に委託するものとする。</u></p> <p>③ 事業類型  本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。  <u>ア 個人実施型保育</u>  家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「⑥連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び最低基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ<u>育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）</u>の支援を受け、就学前児童を保育する事業  ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが⑥に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。</p>



改正後	改正前
<p>④ (略)</p> <p>⑤ 実施要件 ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p><u>イ 保育所実施型保育</u>  <u>家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所等（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業</u></p> <p>④ 対象児童      本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。</p> <p>⑤ 実施要件      ア 本事業の実施においては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守すること。      イ 実施場所については、家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。        a 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。        b 乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。        c 衛生的な調理設備を有すること。        d 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。      ウ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。        a 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者        b 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。      エ 補助者の要件は次のとおりとする。        a ガイドラインに定める基礎研修を修了した者        b 心身ともに健全であること。        c 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。        d 乳幼児の保育に専念できること。        e 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。      オ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。        a 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者</p>

改正後	改正前
<p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>b 心身ともに健全であること。</p> <p>c 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>d 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。</p> <p>カ 家庭的保育者が一人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))</p> <p>キ 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。</p> <p>ク 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。</p> <p>ケ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。</p> <p>コ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。</p> <p>サ 賠償責任保険に加入すること。</p> <p>シ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。</p> <p>ス 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。</p> <p>セ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。</p> <p>⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割  連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。</p> <p>ア 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。</p> <p>また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。</p> <p>なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。</p>

改正後	改正前
<p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p>	<p>イ 家庭的保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。</p> <p>ウ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。</p> <p>なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。</p> <p>エ 家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。</p> <p>オ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。</p> <p>カ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。</p> <p>キ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。</p> <p>⑦ 家庭的保育支援者の役割 家庭的保育支援者は、主に⑥のウ、エ及びカの支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。</p> <p>なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。</p> <p>⑧ 留意事項 ア 本事業に従事する者（家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等）は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。</p> <p>イ 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。</p> <p>ウ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。</p> <p>エ 個人実施型保育にあつては、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>オ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。</p> <p>カ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。</p> <p>キ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、家庭的保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。</p> <p>(2) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。</p> <p>② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(3) 費用</p> <p>① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>イ 指定都市及び中核市が実施する事業</p> <p>② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 認可化移行促進事業</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、認可外保育施設に対して認可保育所へ移行するために必要な支援・指導を行い、認可保育所へ移行できるよう支援することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。</p> <p>(3) 実施要件</p> <p>① 市町村は、本事業の実施に際し、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分に協議のうち、当該認可外保育施設と共に認可化移行計画を策定すること。</p> <p>② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。</p> <p>ア 法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童が多く存在する地域に所在している施設であること。</p> <p>イ 認可保育所への移行について、意欲のある施設であること。</p>



改正後	改正前
	<p>ウ 設備基準や職員配置基準について、最低基準に定める保育所の基準を概ね満たしており、都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がないなど、運営や保育内容について一定の水準を確保している施設であること。</p> <p>エ 本事業及び本通知の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。</p> <p>オ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。</p> <p>③ 認可保育所への移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる内容をいう。</p> <p>ア 保育の内容についての支援・指導・確認 保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言指導</p> <p>イ 施設運営についての支援・指導・確認 専門家による帳簿の管理、人事管理、会計処理等についての助言指導</p> <p>ウ 児童の健康管理についての支援・指導・確認 健康診断の実施に関する助言指導や保健師等による相談指導の実施</p> <p>エ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認 栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての助言指導</p> <p>オ 関係法令遵守のための支援・指導・確認 用途変更手続きが必要な場合の専門家の助言指導や耐震診断の実施</p> <p>カ その他認可保育所へ移行するために必要な支援・指導・確認</p> <p>④ 市町村は、次の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。</p> <p>ア 目標年次</p> <p>イ 認可されるために取り組むべき課題</p> <p>ウ イの課題に対する毎年度の具体的な活動計画</p> <p>エ 認可保育所へ移行するために必要な経費及びその活用方法</p> <p>⑤ 留意事項</p> <p>ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合には、前年度の活動計画の達成状況及び本事業にかかる経費の活用実績を検証すること。 また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可保育所に移行することが困難であると認めた場合、またはやむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には、速やかに本事業を中止すること。</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p>	<p>イ 認可化移行計画に基づき、認可保育所への移行を図るためには、年度ごとの活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。</p> <p>ウ 本事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による保育内容等についての助言指導のほか、認可保育所への移行に必要な諸準備のための支援・指導を行うものであるが、本事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないこと。</p> <p>エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。</p> <p>(4) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。</p> <p>② この実施要綱の要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(5) 費用</p> <p>国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業</p> <p>(6) 補助金の返還</p> <p>本事業終了時において、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかった場合であって、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。</p> <p>3 保育所分園推進事業</p> <p>(1) 事業の目的</p> <p>希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>(3) 実施要件</p> <p>本事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園とする。</p> <p>(4) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。</p>

改正後	改正前
<p>4 (略)</p>	<p>② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(5) 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>4 保育所体験特別事業</p> <p>(1) 事業の目的 ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子等、主に認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>(3) 対象者 本事業の対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子等を対象とするものとする。</p> <p>(4) 実施要件</p> <p>① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して年12回以上（原則として月1回以上。感染症の発生等やむを得ない事情がある場合には、他の月に振り替えることができる）実施すること。</p> <p>② 児童の発達状況の観察や保護者からの聞き取り等により、対象となる親子の抱える悩みや問題点を的確に把握するとともに、指導のための計画を策定の上、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 対象となる児童に対しては、集団活動を通じた子ども同士の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果が期待される計画の策定に配慮すること。</p> <p>④ 対象となる保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方、絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などといった効果が期待される計画策定に配慮すること。</p> <p>⑤ 市町村は、本事業を実施する保育所から実施計画を提出させ、要綱に則した計画となっていることを確認すること。</p> <p>⑥ 本事業は、認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子等を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。</p>

改正後	改正前
<p>5 (略)</p>	<p>⑦ 市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① 本事業は、親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象とならないこと。</p> <p>② 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあつては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。</p> <p>(6) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。 なお、本事業における定員超過により参加を希望しながら参加できない親子が生じた場合に、本事業を実施している近隣の保育所へ案内できる体制を整える等、地域における連携を図ること。</p> <p>② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(7) 費用</p> <p>国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>5 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>(1) 事業の目的 認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、市町村とする。</p> <p>(3) 対象者 本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。</p> <p>(4) 実施要件</p> <p>① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。</p> <p>② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。</p> <p>(5) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。</p>

改正後	改正前
	<p>② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(6) 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業</p>

改正後	改正前
<p>(別添5) (略)</p>	<p>(別添5)</p> <p style="text-align: center;">保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。</p> <p>3 対象事業 本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。</p> <p>(1) 基本改善事業 既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。</p> <p>① 保育サービス提供施設設置促進事業 保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。</p> <p>② 認可化移行環境改善事業 市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。</p> <p>③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業 本通知の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。</p> <p>(2) 環境改善事業 利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。</p> <p>① 保育所障害児受入促進事業 既存の保育所又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。</p> <p>② 分園推進事業 保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</p> <p>③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。</p>

改正後	改正前
	<p>4 対象事業の制限</p> <p>(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。</p> <p>(2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。</p> <p>(3) 本事業の実施については、保育所障害児受入促進事業を除き、1施設につき1回限りとする。</p> <p>(4) 保育サービス提供施設設置促進事業について、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象としないこと。</p> <p>(5) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とすること。</p> <p>(6) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業及び病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とすること。</p> <p>(7) 保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。</p> <p>(8) 保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。</p> <p>5 事業の実施手続</p> <p>(1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>6 費用</p> <p>国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>7 補助金の返還</p> <p>認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>

改正後	改正前
(別添6)(略)	<p data-bbox="1149 236 1263 264">(別添6)</p> <p data-bbox="1462 296 1818 325">延長保育促進事業実施要綱</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1149 355 2150 528">1 事業の目的 就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村（特別区を含む。以下同じ。）以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</li> <li data-bbox="1149 555 2150 639">2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。</li> <li data-bbox="1149 667 2150 810">3 対象児童 本事業の対象となる児童は、実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。 なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできること。</li> <li data-bbox="1149 837 2150 1129">4 対象事業 本事業の対象となる事業は、次に掲げる「延長保育推進事業（基本分）」及び「延長保育事業（加算分）」とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1149 927 2150 1038">(1) 延長保育推進事業(基本分) (2) の事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。</li> <li data-bbox="1149 1038 2150 1129">(2) 延長保育事業(加算分) 民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。</li> </ol> </li> <li data-bbox="1149 1157 2150 1385">5 実施要件 <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1149 1182 2150 1294">(1) 延長保育推進事業（基本分） 11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。</li> <li data-bbox="1149 1294 2150 1385">(2) 延長保育事業（加算分） 延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。</li> </ol> </li> </ol>



改正後	改正前
	<p>6 実施方法</p> <p>(1) 延長時間の定義は次のとおりとすること。          なお、同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。          なお、</p> <p>① 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数(以下「平均対象児童数」という。)が6人以上いることをいう。</p> <p>② 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。</p> <p>③ 3時間以上の延長については、②と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。</p> <p>④ 30分延長とは、上記①～③に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。          なお、④を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。          また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。</p> <p>(2) 事業の実施に当たっては、保育所その他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。</p> <p>(3) 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p> <p>7 事業の実施手続</p> <p>(1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>8 費用</p> <p>(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>(2) 延長保育事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。</p>

改正後

改正前

別紙 1

研 修 科 目	時 間
I 児童の発達と学び（講習Ⅰ） （考え方） 0歳から10歳くらいまでの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達	（3時間）
② 学童期の発達	（3時間）
③ 児童にとっての遊び	（3時間）
II 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ） （考え方） 0歳から10歳くらいまでの児童がかかりやすい病気について、その特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導を交えて学ぶ。さらに、健康管理という視点から見た食生活について学ぶ。	9時間
① 児童の病気	（3時間）
② 緊急時の対応と応急措置	（3時間）
③ 児童の成長と食生活	（3時間）
II 病児・病後児保育における見学実習 （考え方） 病児・病後児保育事業実施施設または訪問宅において、児童の様子の観察及び看護師（保育士）がどのように児童に関わっているのかについて見学する。	2日以上

※ 看護師等、保育士、家庭的保育者が、既に受講・修了した研修において、上記内容を満たしていると市町村が判断する場合には、該当する上記研修を受講・修了したものと差し支えない。

改正後

別紙 2 様式例

連絡票

児童の氏名		平成 年 月 日生 ( 歳) 男・女
平成 年 月 日 診断の結果、現時点での入院の必要性は認められません。		
診断医療機関名及び 電話番号		診断医師署名 印

※太枠は医師が記載し、その他は、保護者が記載すること。

症状 (病名等)	
経過 (検査内容等)	
治療 (処方内容)	食前・食後・( 時)・その他 ( )

保育上の留意点	
安静	特に制限なし・ベット安静・その他 ( )
食べ物	特に制限なし・絶食・その他 ( )
薬	特になし・処方の通り・その他 ( )
その他留意事項	

医師より上記の説明を受けた上で、病児保育を申し込みます。

保護者名 \_\_\_\_\_

連絡事項	
保護者の勤務場所 (所在地)	
緊急連絡先 (氏名・電話番号)	(第一) 電話番号 ( ) 関係 ( )
	(第二) 電話番号 ( ) 関係 ( )
お迎え予定者	関係 ( )

改正前

別紙 1 様式例

連絡票

児童の氏名		平成 年 月 日生 ( 歳) 男・女
平成 年 月 日 診断の結果、現時点での入院の必要性は認められません。		
診断医療機関名及び 電話番号		診断医師署名 印

※太枠は医師が記載し、その他は、保護者が記載すること。

症状 (病名等)	
経過 (検査内容等)	
治療 (処方内容)	食前・食後・( 時)・その他 ( )

保育上の留意点	
安静	特に制限なし・ベット安静・その他 ( )
食べ物	特に制限なし・絶食・その他 ( )
薬	特になし・処方の通り・その他 ( )
その他留意事項	

医師より上記の説明を受けた上で、病児保育を申し込みます。

保護者名 \_\_\_\_\_

連絡事項	
保護者の勤務場所 (所在地)	
緊急連絡先 (氏名・電話番号)	(第一) 電話番号 ( ) 関係 ( )
	(第二) 電話番号 ( ) 関係 ( )
お迎え予定者	関係 ( )

改正後

改正前

別紙3

### 病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））報告事項

#### 1. 実施方法等

- ・事業実施主体の名称
- ・訪問対象年齢
- ・利用手続
- ・食事の提供の有無・方法
- ・選定理由
- ・訪問可能時間
- ・利用料金（1時間あたり）
- ・職員数（職種）、雇用形態、勤務日数、勤務時間

#### 2. 訪問対象となる疾患

#### 3. 医療機関との連携

#### 4. 利用児童の状況

- ・年齢
- ・実利用児童数
- ・平均利用時間数
- ・年間延べ利用児童数
- ・平均利用頻度

#### 5. （利用児童）健常時、日中の居場所について

#### 6. 病児・病後児保育事業利用時、主な疾病（3つまで）について

#### 7. 利用者（保護者）からの意見

#### 8. 研修について

- ・実施場所
- ・実施回数
- ・日数
- ・時間数
- ・参加者数
- ・修了者数（うち従事者数）

#### 9. 収支報告について

#### 10. 検証結果（実施施設側記載）

#### 11. 検証結果（市町村担当課記載）

事業実施により得られた情報を基に、実施市町村による事業評価を報告

#### 12. その他特記事項

※「保育対策等促進事業費の国庫補助について」（平成20年6月9日厚生労働省発雇児第0609001号厚生労働事務次官通知）別表3に定める様式にて報告すること。